

共済見舞金の請求書類

必要書類	見舞金種別	死亡	傷害
交通災害共済見舞金請求書		○	○
会員証兼領収書(写)		○	○
交通事故証明書(*①)		○	○
交通災害共済専用診断書(*①)			○
死亡診断書又は、死体検案書及び戸籍関係書類		○	
振込先口座の通帳等の写し等 (金融機関名・支店名・口座番号・口座人名義(カナ)が分かるもの)		○	○
その他管理者が必要と認める書類(委任状・同意書等)		○	○

共済見舞金額

等級	傷害の程度	金額
1	死亡	1,000,000円
2	入院・通院実日数 90日以上 の治療を要する傷害	150,000円
3	入院・通院実日数 60日以上 90日未満の治療を要する傷害	70,000円
4	入院・通院実日数 30日以上 60日未満の治療を要する傷害	50,000円
5	入院・通院実日数 3日以上 30日未満の治療を要する傷害	30,000円
特例級	入院・通院実日数 3日以上 で、交通事故・治療申立書で の申請の場合	10,000円

【注意】

- ① 「交通事故証明書」・「交通災害共済専用診断書」の両方の提出がない場合、または、どちらか一方の提出がない場合には、「交通事故・治療 申立書(特例対象申請書)」での申請となります。内容等を審査の上、適当と認められた場合、災害の程度に関わらず、「特例見舞金」として10,000円のお支払いとなります。
- ② 交通災害共済見舞金の請求期間は、**事故発生の日の翌日から2年以内**です。
- ③ **交通事故(自転車での単独事故を含む)にあったら、必ず最寄りの警察署に届け出ましょう。**
(届け出をされていないと、「交通事故証明書」が発行されません。)

【問い合わせ先】

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

下松市役所
生活安全課 安全安心係
(0833) 45-1828

または、

山口県市町総合事務組合
(083) 925-6613

1. 交通災害共済に関する個人情報の収集・利用・管理については、山口県市町総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に取り扱います。
2. 山口県内の全町、山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(以下「組合市町」という。)の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている方は、年齢を問わずご加入いただけます。また、組合市町の区域内の学校に在学している方、並びに就学等のため、組合市町の区域外に転出している方については、組合市町外在住の方でも加入できます。
3. この納入者保管分が会員証となりますので、大切に保管してください。
4. 4月1日以降のご加入は、申込日の翌日から当該年度末日までが共済の対象期間となりますので、お早めのご加入手続きをお勧めします。
5. 会費額は、1人500円です。(中途加入も同額です)
重複加入者の請求に対しては、災害見舞金を多く支払うことはありません。
重複加入された場合は、下記6により会費の還付の手続きをお願いします。
6. 加入取消し・誤加入・重複加入については、下松市役所(生活安全課)に本票(領収日附印押印のもの)をご持参のうえ、お手続きください。
7. 交通災害共済見舞金の請求手続きは、下松市役所(生活安全課)で行ってください。
8. 交通災害共済見舞金の請求期間は、**事故発生の日の翌日から2年以内**です。事故発生の日の翌日から2年以内にご請求ください。
9. 交通事故証明書・交通事故専用診断書の添付がなく、交通事故・治療申立書での申請は、内容等を審査の上、適当と認められた場合、災害の程度に関わらず「特例見舞金」として10,000円のお支払いとなります。

※ご不明な点がございましたら、下松市役所(生活安全課)にお尋ねください。